



経理の窓 5月号

平成29年5月1日号

春の色とりどりの花々や新緑に、何か元気をもったり、癒やされるような心持ちになります。フラワーセラピーというそうですが、気がつかないうちに、パワーをもらっているのですね。

今月の税務	法人税 地方税	: 3月決算法人の確定申告と納付 : 自動車税の納付
-------	------------	-------------------------------

平成29年度 法人税・個人の事業所得関係の主な税制改正内容

平成29年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する等の法律案」が平成29年3月27日に国会で可決・成立しました。

国税庁のホームページには、「平成29年分 所得税の改正のあらまし」が掲載されています。

《営業権の償却額の計算方法の変更》

事業年度の途中で事業の用に供した営業権の償却限度額は、月割計算を行うことになりました。事業供用日が平成29年4月1日以後の場合は、事業供用日から期末日までの期間の月数で、月割計算した償却額を計上します。

《被災代替資産等の特別償却の措置》

特定非常災害の指定を受けた「被災代替資産等」の取得価額に、次の区分ごとに次の償却率を乗じた金額の特別償却ができます。

所得等の時期	発災日の翌日から3年目まで	発災日の翌日から4年目・5年目
建物又は構築物	15% (18%)	10% (12%)
機械装置	30% (36%)	20% (24%)

上記のカッコ内の率は、中小企業者等が取得等をする場合の償却率です。

【経過措置】

平成29年4月1日以後に終了する事業年度分について適用されますが、平成29年4月1日前1年以内に終了した年度については、経過措置が設けられており、被災代替資産等を平成29年4月1日の属する事業年度に保有していれば、特別償却不足額の1年繰越の適用が受けられます。個人の事業用の被災代替資産等にも、同様の特例措置が講じられています。

《試験研究費（研究開発税制）の見直し》

研究開発税制が抜本的に見直され、総額型について、試験研究費の増減に応じた税額控除率とされました。平成29年4月1日以後開始事業年度より適用となります。

研究開発税制の対象に、サービス開発が追加されました。共同研究・委託研究等の利用促進を図るため、対象費目の拡大や手続きの簡素化など、要件が緩和されました。

個人は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

《所得拡大促進税制の見直し》

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について

- ・ 大企業については、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加分について12%が税額控除額とされました。
- ・ 中小企業については、給与支給総額の前年度からの増加分について、10%が税額控除限度額とされました。前年度比2%以上の賃上げを行う企業については、前年度からの増加分の22%が税額控除限度額とされました。

法人は、平成29年4月1日以後開始事業年度より適用になります。

個人は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

《中小企業の支援》

- ・ 地域経済を牽引する企業向けの投資促進税制が創設されました。
- ・ 中小企業投資促進税制等の拡充が行われています。
- ・ 中小法人の法人税率の軽減措置が2年延長されました。
(年間800万円以下の所得金額に対する税率：15%)

《災害に関する措置の常設化》

災害損失の繰戻しによる法人税額及び地方法人税額の還付

災害欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合には、還付所得事業年度の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求できることとされました。

また、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の4.4%に相当する金額が併せて還付されることとされました。平成29年4月1日から施行されます。

- ・ 災害欠損事業年度 災害があった日から1年を経過する日までの間に終了する事業年度、又は、災害があった日から6ヶ月を経過する日までの間に終了する中間期間
- ・ 還付所得事業年度 災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書である場合は前2年）以内に開始した事業年度

仮決算の中間申告による所得税の還付が可能になりました。（平成29年4月1日から施行）



平成29年4月1日より雇用保険料率が改定されました。

一般の事業	労働者負担分 3/1,000	事業主負担分 9/1,000
建設の事業	労働者負担分 4/1,000	事業主負担分 8/1,000
農林水産・清酒製造の事業	労働者負担分 4/1,000	事業主負担分 7/1,000



有限会社 たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>